

[事案 22-23] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

平成 23 年 1 月 4 日 和解成立

<事案の概要>

契約締結に際し、営業担当者から保険契約について説明を一切受けておらず、契約申込書にも自署押印していない。契約を取り消し支払済保険料全額を返還してほしい。

<申立人の主張>

平成 18 年頃、貯蓄目的で、妻が契約者となり娘を被保険者とする学資保険に入っていると思っていたが、平成 21 年 6 月に妻によって申立解約されたことを契機に、自分の知らないところで勝手に、自分を契約者とした学資保険ではない内容不明の保険（実際は、娘を被保険者とする変額保険<有期型>）が契約されていることが分かった。

下記のとおり、相手方会社とは申立契約を締結したことはなく、契約申込書も偽造されたものであり、契約を取り消して既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 営業担当者とは、申立契約に関し一度も会ったことはなく、申立契約についての説明も一切受けていない。
- (2) 契約申込書類の契約者の署名は、自分のものではなく、筆跡を見る限り長男に書かせたものと思われる。
- (3) 営業担当者は夜 8 時過ぎに私の家を訪れ、私にパンフレットを見せて説明した上で私がサインをしたと、相手方会社は主張しているが、そのような事実は全くなく、その時間は私は出かけていて留守にしていた。

<保険会社の主張>

下記のとおり、保険契約は有効であり、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 営業担当者は、申立人の自宅で、申立人の妻も同席して、商品説明を行なっている。
- (2) 申込書は、契約者である申立人が自署、押印している。
- (3) 申立契約は、平成 21 年 7 月に解約手続がなされたが、申立人より、同年 8 月に、無断解約であるとして解約取消しの要請があり、当社は、申立人の意思に従って申立契約を有効に継続させた経緯からすると、申立人は、申立契約について理解しており、申立契約は有効に成立している。また、有効でないとしても、申立人による追認を主張するものと理解する。

<裁定の概要>

申立契約の効力が争点になった場合、相手方会社は、申立契約が適式になされたことを立証する必要があるが、裁定審査会では、当事者双方から提出された申立書、答弁書等書面の内容にもとづいて審理したところ、下記のとおり、本件ではその立証はできておらず、訴訟手続に移行しても、立証できるか疑問があると判断した。

そこで、当審査会は相手方会社に和解を促したところ、相手方会社より和解案の提示があり、当審査会も、同案により本件を解決するのが妥当であると考え、生命保険相談所規程第 41 条 1 項を適用して、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同

意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

(1) 前提事実

当事者が提出した書面及び証拠より、以下の事実が認められる。

- ① 申立契約の告知書は、被保険者（申立人の長女）自署欄と親権者連署欄はいずれも申立人の妻が署名している。
- ② 申立契約の契約申込書は、契約者（申立人）の生年月日の誤記があったことから、差替申込書が作成されており、当初申込書と差替申込書の保険契約者欄の筆跡は同一人のものと認められるが、申立人の筆跡と認められる本裁定申立書の申立人氏名欄の筆跡とは異なる。従って、当初申込書と差替申込書の保険契約者欄の筆跡は、申立人以外の者の筆跡と認められる。
- ③ 申立契約につき、平成 21 年 6 月に解約請求がなされ、解約払戻金が支払われたが、解約請求書の保険契約者欄の筆跡は、申立人の妻のものと認められる。
- ④ 申立人の申入れにより、前記解約は取り消され、申立人の妻が解約払戻金を戻し、申立契約は継続された。

(2) 関係者の供述（説明）の検討

- ① 営業担当者は、本裁定申立前の相手方会社による調査において、申立人の自宅で、申立人の妻同席にて商品説明を行い、申込書には申立人が自署している旨述べていたが、再調査において、供述は変遷し具体的な記憶が無い旨を述べている。従って、募集人の供述は相手方会社の主張を立証する証拠にはならない。
なお、解約請求については、申立人の妻を介して行われているが、申立人に直接確認はしていないと述べている。
- ② 申立人の妻は、相手方会社によるヒアリングにおいて、申込書類の署名押印は申立人自身が行っていると述べているが、この供述は、申込書の筆跡が申立人のものとは認められないという客観的事実と矛盾するもので、信用することはできない。従って、申立人の妻の供述も相手方会社の主張を立証する証拠にはならない。
なお、解約請求について、申立人の同意を得たかについての説明は曖昧で、本件各証拠からすると、解約請求は、申立人の妻が申立人に確認することなく行っていることが窺える。

(3) 相手方会社の主張の検討

- ① 当初申込書及び差替申込書の筆跡は、申立人のものとは認められないという客観的な事実があり、前記のとおり営業担当者及び申立人の妻の供述が、会社の主張を立証する証拠足り得ない以上、相手方会社の主張(1)(2)を認めることができない。
- ② 相手方会社の主張(3)について検討するに、申立人は、時期は定かでないが、申立人の妻によって、長女のための学資保険に加入したとの認識を有しており、解約された申立契約がその学資保険であると思い、解約取消しの申入れをしたことが

窺え、申立契約について理解していて申入れをしたと認めるには疑問がある。従って、申立人が、申立契約について理解していたという間接的な事実が認められない以上、その間接的な事実を証拠として申立契約が有効であったと認めることはできず、また、追認があったと認めることもできない。よって、相手方会社の主張(3)も認めることはできない。